地域計画の実現に向けて…

農地集約化促進事業※

活用してみませんか

（令和８年２月時点）

※　令和７年度まで実施していた「機構集積協力金交付事業」に代わる事業です。

農地集約化促進事業とは

地域計画の早期実現や地域計画のブラッシュアップの促進に向け、農地中間管理機構※（農地バンク）を活用して農地の集約化等に取り組む地域が受け取れる支援金です。

※　令和７年４月より、農地の貸借は原則として農地バンク経由となりました。

① **農地バンクを活用して地域の農地の集約化（団地化）に取り組むことで受け取れる集約化加速タイプ（旧集約化奨励金）**

② **農地バンクを活用した地域の農地の集約化を進めるため、農地バンクに地域の農地をまとめて貸し付けることで受け取れる地域集約化実現タイプ（旧地域集積協力金）**

の２種類のタイプがあります。

詳細は次ページ以降

農地集約化促進事業を活用し、
農地の集約化に取り組んでいきましょう！



集約化加速タイプについて

地域計画の早期実現・ブラッシュアップのため、農地バンクを活用して農地の集約化（団地化※1）等に取り組む地域が受け取れる支援金であり、以下の３つのタイプがあります。

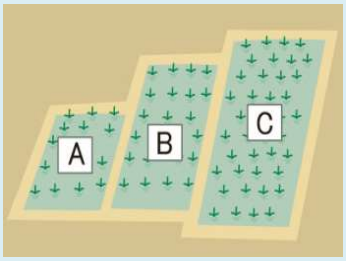
① 基本タイプ　　：地域の農地を集約化（団地化）
（交付単価：1.0万円 or 3.0万円／10a）

② 大規模集約タイプ　：大規模経営体へ地域の農地を集約化
（交付単価：5.0万円／10a）

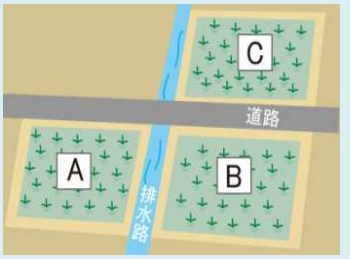
③ 誘致団地創出タイプ：地域計画の目標地図において受け手が位置付けられていない農地（白地農地）を集約することで誘致団地を創出
（交付単価：5.0万円／10a）

※1　**団地とは同一の耕作者が耕作する２筆以上の連担した農地**のことです（以降同様の意味で用います）。
※2　①～③は同一の地域で併用して活用することができます。なお、１筆の農地に対して支払われる支援金は①～③のいずれかとなります。
※3　①～③の全てで、事業実施年度の翌年度までに事業計画と目標地図の整合を図った上で地域計画を変更し公告する必要があります。

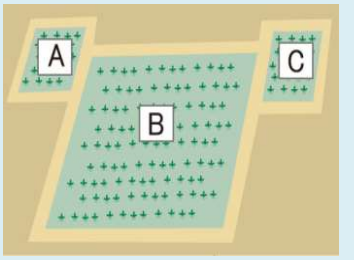
【団地のイメージ】



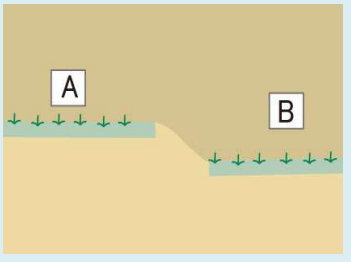
① 畦畔で接続する農地



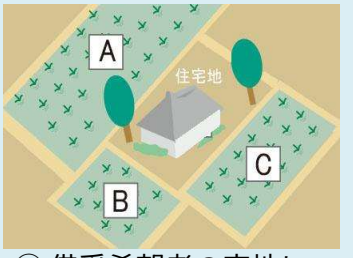
② 農道又は水路等を挟んで接続する農地



③ 各々一隅で接続する農地



④ 段状に接続する農地



⑤ 借受希望者の宅地に接続している２筆以上の農地

集約化加速タイプ（基本タイプ）

地域計画に基づき、地域の農地を集約化することで受け取れる支援金です。

【交付対象地域※】

全域が同一の地域計画に含まれている「地域」

※　集約化加速タイプ（大規模集約タイプ、誘致団地創出タイプ）と地域集約化実現タイプでも、交付対象地域の考え方は同じです。

【交付要件】

（例）令和８年度に事業実施
→集約化目標年度は令和12年度

事業実施年度の前年度の２月末から集約化目標年度（事業実施年度から起算して５年目の年度）までに以下のいずれかの要件を満たすこと

（１）地域の農地面積に占める１ha（中山間地域・樹園地では0.5ha。以下同じです）以上の団地面積※の割合が①10%以上、②20%以上増加すること

（２）既に地域の農地面積に占める１ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域では、１ha以上の団地又は独立する１筆のほ場の、１箇所当たりの平均面積が1.5倍以上となること

※　地域計画の目標地図において受け手が位置付けられていない農地（白地農地）による１ha（中山間地域・樹園地では0.5ha）以上の団地面積でも可。なお、この場合は、集約化目標年度までに当該団地を同一又は隣接する耕作者に転貸する必要があります。

【交付対象農地】

集約化目標年度までに農地バンクから転貸※1される農地のうち、新たに１ha以上の団地の形成に寄与した農地※2、3

※1　農地バンクを通じた農作業受託も交付対象です（交付単価は半額になります）。

※2　白地農地の団地化は交付単価が半額になります。

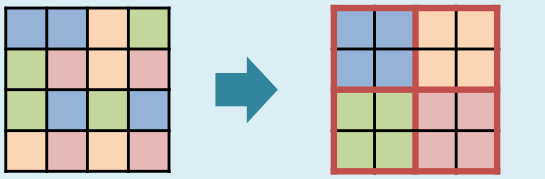
※3　農地バンクへの貸付期間が６年未満の農地は除きます。

【交付単価表】

交付要件	交付単価
（１）の①	1.0万円／10a
（１）の②、（２）	3.0万円／10a

【交付対象となる農地の例】一般地域、１区域0.3haとする（地域の農地面積4.8ha）

① 独立した農地の団地化

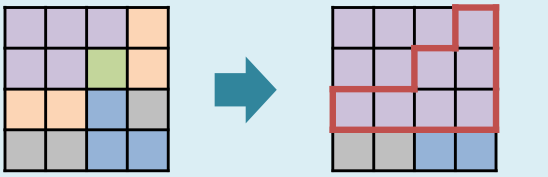


１ha以上の団地面積：0ha

１ha以上の団地面積：4.8ha

→ 交付対象面積：4.8ha

② 団地の更なる拡大



１ha以上の団地面積：1.5ha

１ha以上の団地面積：3.6ha

→ 交付対象面積：2.1ha

集約化加速タイプ（大規模集約タイプ）

集約化加速タイプの基本タイプに取り組む地域の中で、一定規模以上の大規模経営体に農地を集約する場合は、交付単価が増額となります。

【交付要件】

基本タイプの要件に加え、対象となる経営体は以下の要件を全て満たすこと

（１）交付対象地域内での事業実施後の耕作面積が15ha（中山間地域では7.5ha、樹園地では２ha）以上

（２）事業実施後の１団地当たりの面積が５ha（中山間地域では2.5ha、樹園地では１ha。以下同じです）以上

【交付対象農地】

集約化目標年度までに農地バンクから転貸される農地のうち、新たに大規模経営体が耕作する５ha以上の団地の形成に寄与した農地※

※　農地バンクへの貸付期間が６年未満の農地は除きます。

【交付単価表】

交付単価がUP

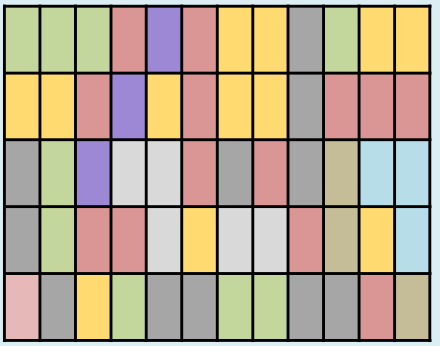
基本タイプ	大規模集約タイプ
1.0万円／10a	5.0万円／10a
3.0万円／10a	

【大規模集約タイプの活用例】

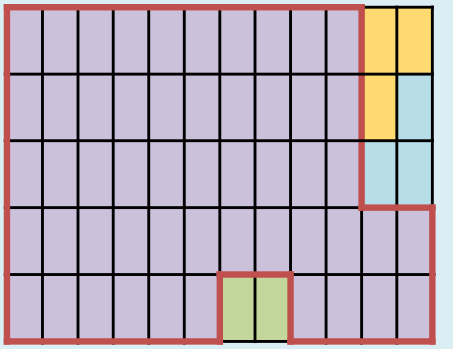
①　既存の大規模経営体に新たに農地が集約される地域　のほか、

②　地域内で法人を設立する地域　等で活用できます。

以下は②の例を示します。（一般地域、１区域0.3haとする（地域の農地面積18ha））



地域の農業者で法人を設立



（参考）交付要件の確認

（１）事業実施後の経営面積が15ha以上
→　法人の経営面積15.6haより達成

法人：経営面積15.6ha、１団地

（２）事業実施後の１団地当たりの面積が５ha以上
→　法人の１団地当たりの面積15.6haより達成

集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）

地域計画の目標地図において将来の受け手が位置付けられていない農地（白地農地）を団地化し、地域外からの受け手を受け入れる誘致団地を創出することで受け取れる支援金です。

【交付要件】

事業実施年度の前年度の２月末から集約化目標年度までに以下の要件を全て満たすこと

（１）地域内の白地農地を団地化し、４ha以上の誘致団地を形成

（２）形成する誘致団地の全ての農地に10年以上の中間管理権を設定

（３）形成した誘致団地を新たな経営体※が借り受け

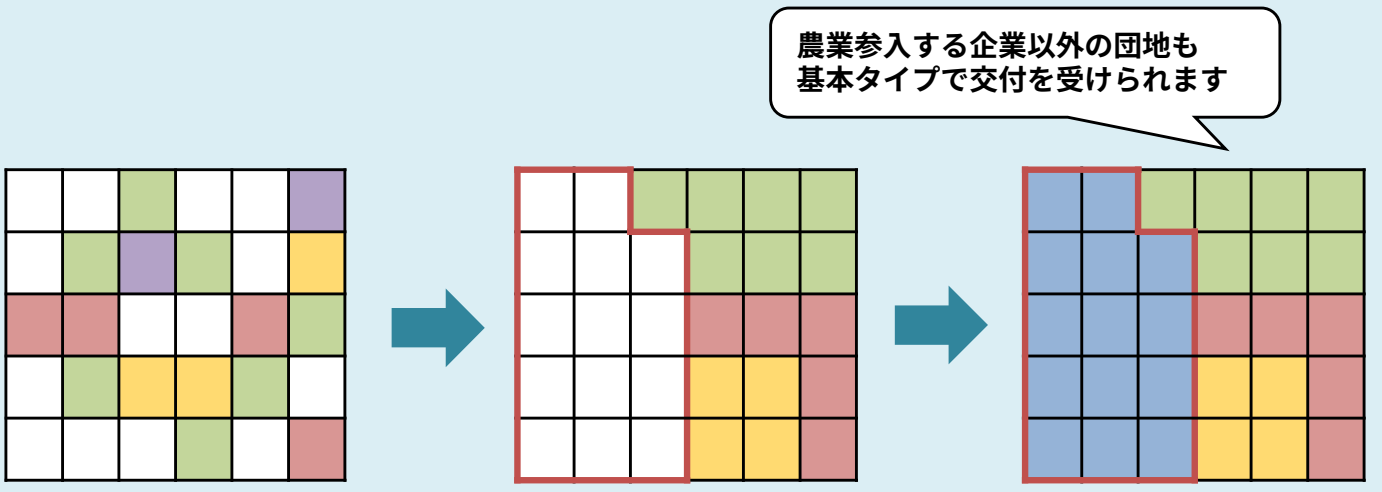
※　新たな経営体とは、事業実施年度の前年度の２月末時点で当該地域の地域計画に農業を担う者として位置付けられておらず、集約化目標年度までに当該地域の地域計画に新たに位置付けられた経営体を指します。

【交付対象農地】　**集約化目標年度までに形成された誘致団地の農地**

【交付単価】　**5.0万円／10a**

【誘致団地創出タイプの活用例】

後継者が不在の白地農地が多数あり、地域計画の話合いで農業参入する企業を誘致することになった地域（一般地域、１区域0.3haとする（地域の農地面積９ha））



地域集約化実現タイプ

農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、
目標地図に基づく農地の集約化を実現するために地域のまとまった農地を
農地バンクに貸し付け、集約化に取り組む地域が受け取れる支援金です。

【交付要件】

（１）目標地図内の農地面積に占める１ha（中山間地域・樹園地では0.5ha）以上の団地の合計面積が50%以上

（２）地域の農地バンクの活用率※が一般地域は80%超、中山間地域は60%超となること

※　農地バンクの活用率＝地域の農地面積に占める農地バンクへの貸付総面積（事業実施年度を含む）の割合

旧地域集積協力金の集積面積10%増加要件、団地面積10%増加要件はありません。

【交付対象農地】

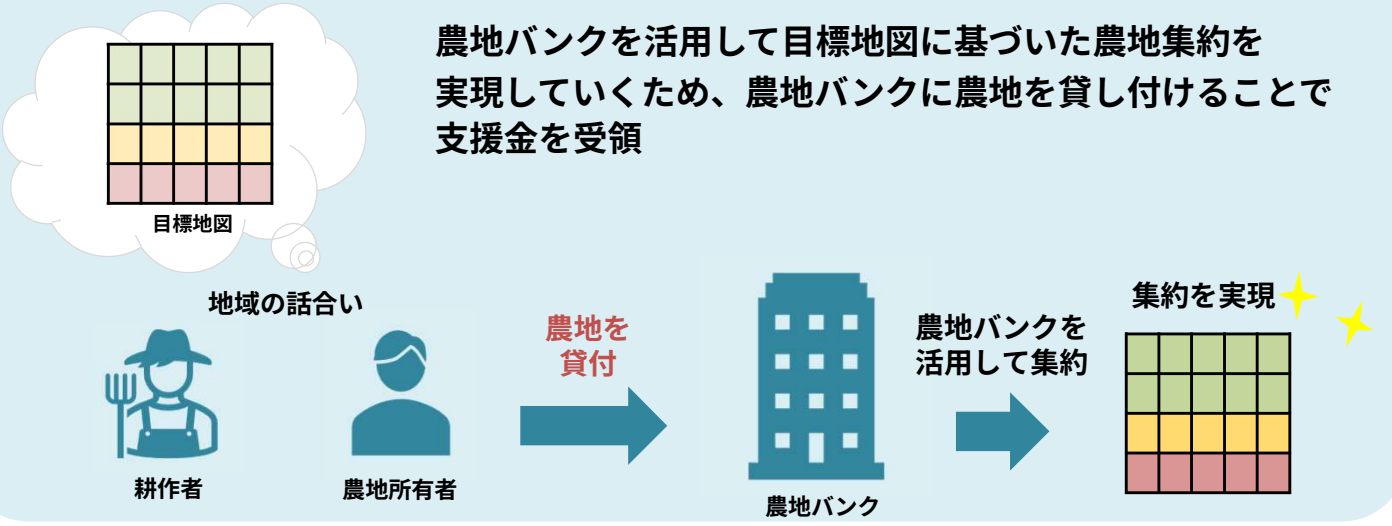
事業実施年度の前年度の３月から事業実施年度の２月末までに農地バンクに貸し付けた農地※

※　農地バンクへの再貸付農地、貸付期間10年未満の農地は除きます。

【交付単価】

農地バンクの活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
80%超	60%超～80%以下	2.0万円／10a
	80%超	2.6万円／10a

【地域集約化実現タイプの事業イメージ】



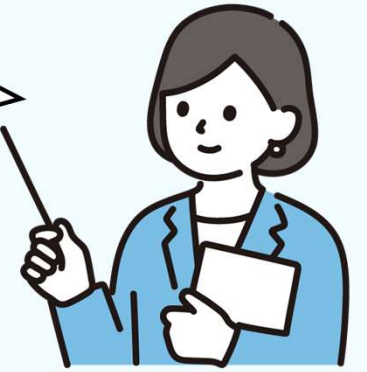
農地バンクを活用して目標地図に基づいた農地集約を実現していくため、農地バンクに農地を貸し付けることで支援金を受領

令和８年度事業の要件等一覧表

	集約化加速タイプ			地域集約化実現タイプ
	基本タイプ	大規模集約タイプ	誘致団地創出タイプ	
交付対象地域	全域が同一の地域計画に含まれている「地域」			
交付要件	集約化目標年度までに以下のいずれかの要件を満たすこと ①地域の農地面積に占める１ha※1以上の団地面積が10%以上増加すること ②既に地域の農地面積に占める１ha※1以上の団地面積の割合が30%以上の地域では、団地又は独立する１筆の、ほ場の１箇所当たりの平均面積が1.5倍以上となること		集約化目標年度までに以下の全ての要件を満たすこと ①白地農地を団地化し、４ha以上の誘致団地を形成すること ②形成する誘致団地の全ての農地に10年以上の中間管理権を設定すること ③形成した誘致団地を新たな経営体が借り受けること	①目標地図の農地面積に占める、目標地図の１ha※1以上の団地面積が50%以上 ②地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超となること
交付対象農地	集約化目標年度までに農地バンクから転貸された農地のうち、新たに１ha※1以上の団地の形成に寄与した農地	集約化目標年度までに農地バンクから転貸された農地のうち、新たに大規模経営体※2が耕作する５ha※3以上の団地の形成に寄与した農地	集約化目標年度までに形成された誘致団地の農地	事業実施年度の前年度の３月から事業実施年度の２月末までに農地バンクに貸し付けられた農地
交付単価 (10a当たり)	1.0万円 or 3.0万円	5.0万円	5.0万円	2.0万円 or 2.6万円

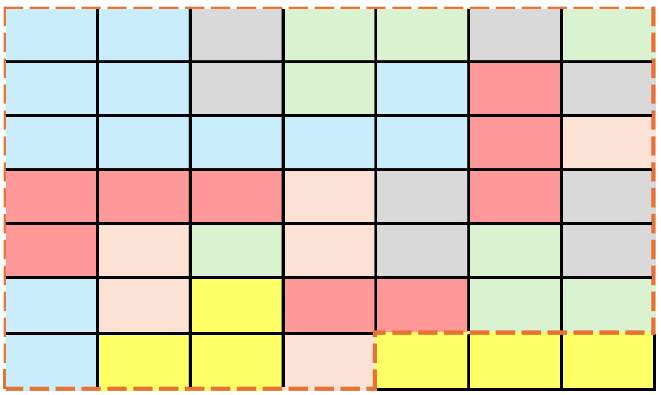
※1　中山間地域・樹園地では0.5ha以上
※2　事業実施後の耕作面積が15ha以上の経営体
※3　中山間地域では2.5ha以上、樹園地では１ha以上

集約化加速タイプと地域集約化実現タイプは
併用が可能で、10a当たり最大で7.6万円の
交付を受けることが出来ます。
本事業の活用の際には、両方を同時に活用
できないか検討してみてください。



農地集約化促進事業の活用イメージ

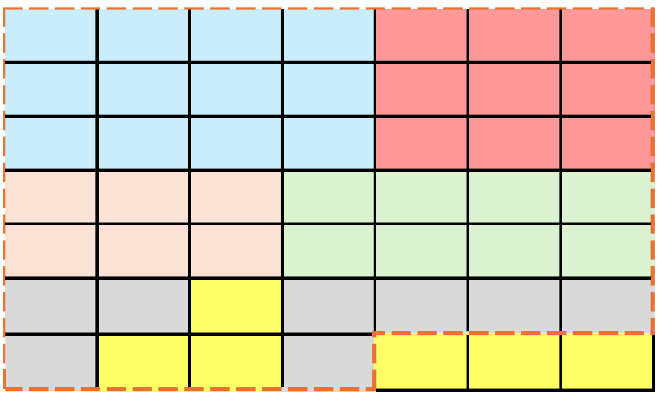
□現況



・地域の農地面積：14.7ha（30a×49筆）
・1ha以上の団地面積：4.2ha
（農業者青：3.0ha　農業者赤：1.2ha）

・団地面積割合：28.6%（4.2ha÷14.7ha）
・農地バンク活用面積(点線)：13.8ha

□目標地図



・地域の農地面積：14.7ha（30a×49筆）
・1ha以上の団地面積：12ha
（農業者青：3.6ha　農業者赤：2.7ha
農業者橙：1.8ha　農業者緑：2.4ha
農業者灰：1.5ha）

・団地面積割合：81.6%（12ha÷14.7ha）
・農地バンク活用面積(点線)：13.8ha

(１)集約化加速タイプ（基本タイプ）

■交付単価
（団地面積割合）
81.6% － 28.6%＝ 53ポイント増（区分２）
■交付対象面積
（1ha以上の団地面積）
12ha － 4.2ha ＝ 7.8ha増
■交付額
（3.0万円/10a × 7.8ha）×10＝ **234万円**

□交付単価

	団地面積割合	交付単価
区分１	10ポイント増	1.0万円/10a
区分２	20ポイント増	3.0万円/10a

※大規模集約タイプ、誘致団地創出タイプに該当する場合は、5.0 万円/10a

(２)地域集約化実現タイプ

■交付要件
目標地図の1ha以上の団地面積5割以上→ OK
■交付単価
（農地バンク活用率）
13.8ha ÷ 14.7ha＝ 93.9%（一般地域区分１）
■交付対象面積
（事業実施年度のバンクへの貸付面積）
13.8ha
■交付額
（2.0万円/10a × 13.8ha）×10＝ **276万円**

□交付単価

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分１	80%超	60%超 80%以下	2.0万円/10a
区分２		80%超	2.6万円/10a

集約化加速タイプと地域集約化実現タイプに同時に取り組んだ場合

■同時に取り組んだ場合の交付額
集約化加速タイプ234万円 ＋ 地域集約化加速タイプ276万円　＝　**交付額計　510万円**

よくあるご質問

Q１　受け取った支援金の使途に制限はありますか。

→　使途は地域で自由に決めることができます。
活用例：鳥獣害対策、農業機械の購入、出し手・受け手に交付　等

Q２　基盤整備事業を予定（実施）している地域でも、農地集約化促進事業を活用することはできますか。

→　集約化加速タイプ・地域集約化実現タイプのどちらも、交付要件を満たせば事業活用は可能です。

Q３　地域集約化実現タイプと旧地域集積協力金の要件の主な違いを教えてください。

→　地域計画のブラッシュアップを進める観点から「目標地図の団地面積割合が50%以上」という要件が設けられた一方、「10%以上が新たに担い手に集積」「団地面積が10%以上増加」という要件はなくなりました。

農地バンクに関してのよくあるご質問や各種情報については農林水産省ホームページに掲載しております。
こちらのQRコードからご覧いただくか、「農地バンク」と検索してください。



農地バンク　検索